

第103回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和8年6月19日(金) 13時30分～15時40分

(2) 場所 福島県庁 西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、島田マリ子、高畠亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部長、総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課主幹、農林技術課長、森林計画課副課長兼主任主査

土木部長、土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、

出納総務課主幹、入札用度課主幹兼副課長、

教育庁財務課主幹兼副課長、

警察本部会計課主幹兼次席、

施設管理課主幹兼副課長、

県北建設事務所主幹兼専門技術管理員、

二本松土木事務所主幹兼所長、

須賀川土木事務所長、

会津若松建設事務所主幹兼事業部長、会津若松建設事務所専門技術管理員、

いわき建設事務所主幹兼企画管理部長、

県中地方振興局出納室長、

会津地方振興局出納室副室長兼出納課長、

いわき地方振興局出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和7年度分)

イ 総合評価方式の実施状況について(令和7年度分)

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和8年2月～4月分)

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 建設関係団体等の意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第103回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、市岡委員、澤田委員、鈴木委員につきましては所用により欠席となっております。

今回は本年度最初の監視委員会となりますので、始めに事務局職員を紹介いたします。

(事務局紹介)

続いて、國分総務部長から御挨拶を申し上げます。

(総務部長挨拶)

続いて、矢澤土木部長から御挨拶を申し上げます。

(土木部長挨拶)

大変恐縮でございますが、総務部長、土木部長につきましては、所用によりここで退席させていただきますので、御了承願います。

(総務部長・土木部長退席、事務局席移動)

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は、報告事項が3件、審議事項が2件ございましたが、これらについては公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について、令和7年度分」です。事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

(「資料1」「資料1―1」「資料1参考資料」により説明)

【入札用度課主幹兼副課長】

(「資料1参考資料」により説明)

【施設管理課主幹兼副課長】

（「資料1 参考資料」により説明）

【森林計画課副課長兼主任主査】

（「資料1 参考資料」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

それでは次にまいります。

報告事項のイ「総合評価方式の実施状況について、令和7年度分」です。

事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

私の方から1点お伺いしたいんですけども、2ページの上の表の、調査基準価格を下回った件数がトータルで15件、そしてその一番下のところで、契約をした件数が5件。ということは、契約に至らなかったのが10件ある。この10件っていうのはどういうことが原因か、分かりますか。

【入札監理課主幹】

低入札があった場合、低入札調査を実施いたします。

調査では、価格の内訳や受注者から提出される資料に基づき、施工体制など、適切な履行が可能であるかを審査した上で契約することにしております。

今回、15件が5件になっているのは、この低入札調査で失格基準に該当した者と、低入札価格で受注した工事は、重点監督の対象となることから、落札候補者となった者が調査の過程で辞退する場合がありますので、その辞退も含めて、契約に至ったのが5件ということであります。

【入札監理課長】

ちょっと補足をさせていただきますと、資料の色がついているところの「失格基準による排除数」、「辞退による排除者数」、「調査による排除者数」というのが10件あったので、契約に至ったのが5件という考え方になります。

この色つきのところ、失格基準による排除数が11となっているのですが、これは延べ事業者数なので、結果的に排除されたものとしては10件の案件があります。

今ほど説明があった、いわゆる直接工事費や費目ごとに排除基準がございますので、そこに該当しているもので排除されたものが、直接工事費であれば5件、共通仮設費であれ

ば7件。あとは、事業所自らが辞退をして排除されたというものが7件。そういう形になっているというのが内訳になります。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、一つの業者が複数該当しているところがあるので、このようになっていると。分かりました。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次にまいります。

次に報告事項のウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について、令和8年2月～4月分」です。

事務局から説明お願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【森林計画課副課長兼主任主査】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

この件ではないんですけど、一般論として、事務局に教えていただきたいです。

仮に、代表者の方が逮捕されました。その後、指名停止となりました。指名停止期間に入りました。その後、不起訴なり無実が判明した場合の規定に関して教えてもらえますか。

【入札監理課長】

一般論ということですが、そもそも資格制限措置につきましては、入札参加資格制限措置要綱に基づいて、措置を行っているというのが前提になります。

法令違反等による制限措置、法人であったり、代表者の方であったり、その会社の使用人の方が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴提起された場合というのが措置要件の規定にございまして、そこに該当すると、制限措置期間が、それに基づいて措置されているというのが、制度としてございます。

今御質問をいただいた、逮捕されて不起訴になった、という場合であれば、措置要項の中に、制限期間中の有資格業者が、責めを負わないことが明らかになった場合につきましては、その参加制限措置を解除するという規定がございます。

なので、仮にそういうことがあれば、その規定に基づいて手続を進めることになります。実際、そういうことは過去にあったかということ、直近ですと、令和5年に、入札談合等防止罪で逮捕されたけれども不起訴になったという、他県の事例ではございますけれど

も、そういう事例がありまして、不起訴になった事実に基づいて、制限措置を解除した、というような事例はございます、以上です。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

では、5 分程度休憩時間を設けます。

～休憩・換気～

時間となりましたので、再開します。

審議事項のア「抽出事案について」です。

テーマは「農林水産部及び土木部において、地域の守り手育成型方式以外で発注した 3,000 万円未満の案件（発注種別が一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事）」

対象期間は、令和 7 年 4 月～令和 8 年 1 月までの契約案件です。

テーマについて、事務局より補足説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

では事務局の方から説明します。資料 4 を御覧ください。

今回このテーマを選定した理由は、地域の守り手育成型方式の適用対象となる比較的小規模な工事において、同方式以外で発注された案件の状況を確認し、発注方式の選定状況また入札参加状況等について、御審議いただくということを目的としております。

対象は、208 件、うち 5 件を抽出しております。

説明は、以上でございます。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

それでは、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

伊藤洋子委員、市岡委員の順番で説明をお願いします。

なお、市岡委員の抽出理由は事務局から説明をお願いします。

【伊藤洋子委員】

私が抽出させていただきましたのは、案件番号 2 と 3 と、1 番下の案件番号 5 でございます。

案件番号 2 と 3 につきましては、入札日が同じ日、それと同じ業者が落札しているということで抽出させていただきました。

それと、案件番号 2 につきましては、落札価格が調査基準価格と同額であり、なおかつ、落札者と入札額が同額の業者が 8 社ありました。

それから案件番号 3 につきましては、落札者と入札同額業者が 9 社だったということで、2 工事とも、調査基準価格と同額であったということも一つの理由です。

それから、電子入札なので、同じ業者になったのだとは思われるのですが、例えば会場型入札であれば、当然、日時をずらす等になると思うんですが、電子入札による同じ業者の落札というゆえんなのかなということで抽出させていただきました。

それとお伺いしたいのが、2工事とも、総合評価方式、地域密着型でしたので、地域の守り手育成方式ではなかった理由を伺いたいということです。

それから、案件番号5につきましては、今、クマ被害等ありますので、道路橋りょう維持防獣策ということで、クマ対策等そういった一環の工事と思われますけれども、今後もこのような工事が増えることが想定されるのかどうかということ、それから、4社のうち失格者を除く3者全員、やはり同一価格にて入札しておりますので、落札者の決定方法についてお伺いしたいと思ひまして抽出いたしました。当然、総合評価方式なので、点数がいい業者が選定されるのかなと思いますが、その辺も含めて、御説明いただければと思います。

【入札監理課主幹】

それでは、本日欠席の市岡委員に代わりまして、抽出理由を説明いたします。

市岡委員からは3件選定されております。案件番号が1番と4番、5番でございます。

1件目は、案件番号1番、整理番号11番、砂防施設工事（管理用道路）についてです。

備考欄に、受注機会が少ない企業が受注できたと記載されているが、落札率92%で7社同額入札のため、くじで落札者が決定している。1位くじの企業のみが受注機会が少ないのか、それともほかの6社も比較的受注機会が少ないのかを確認したい、というのが一つであります。

2件目は、案件番号4、整理番号153番になります。道路橋りょう維持（維補）工事（凍結抑制）でございます。

入札金額に大きな差が生じた事例を今まであまり見た記憶がないため、二極化している入札金額のその差額が約600万であった背景を御存じの範囲で構いませんので、確認したい。また、Dクラスの企業がくじによって落札されましたが、くじ対象となったほかの企業のクラスの情報も参考までに伺いたいというのが2点目であります。

最後3件目は、案件番号5番、整理番号206番の道路橋りょう維持（維補）工事（防獣柵）でございます。市岡委員からは、Dクラスの企業が落札しましたが、受注機会が少ない企業が受注できたのか否かについて伺いたい、ということでございました。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

それでは、案件番号1 会津若松建設事務所の案件について説明してください。

【会津若松建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

これは、砂防施設工事（管理用道路）と書いてありますが、この工事自体は道路を造る工事ということでよろしいですか。

【会津若松建設事務所】

はい。砂防工事の砂防堰堤が完了しておりまして、そちらの方を管理するための専用の管理用通路を整備したという工事でございます。

主たる工事は土工事になります。そこに路盤を引きまして、舗装を敷設するという、比較的簡易な工事となっております。

【伊藤（宏）委員長】

そのことが理由で、入札価格が、同じ金額が多くなったというふうに理解してよろしいですか。

【会津若松建設事務所】

設計書の計上している工種自体も、かなりシンプルな設計書になっておりますので、数量条件等を違算しなければ、同じ金額が算出できるのかなと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

それでは、案件番号2及び案件番号3 二本松土木事務所の案件について説明してください。

【二本松土木事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤洋子委員】

安全管理を優先したということでの、業者の選定だったということですね。ありがとうございます。

基礎の基礎なんですけど、工事の名称について伺いたいのですが、案件番号2、3ですが、河川海岸改良、そしてまた括弧して改良工事となっているのですが、この括弧の意味は、改良でも新設というものがあるという意味合いなののでしょうか。

【二本松土木事務所】

工事名につきましては、主務課の方で、この事業でしたら、こういう工事名で記載するというのがあるのですが、今回は新たに路盤と舗装と防草シートを新設するということで、改良を含めるというところの意味合いもあると思います。

【伊藤（宏）委員長】

ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど、地域の守り手での指名競争入札ではなく、総合評価の一般競争入札を採用した理由をおっしゃったんですけども、地域の守り手の指名競争入札で指名業者を選定するときに、さっきおっしゃったような理由を配慮して、指名業者を決めるというような考え方はなかったんですか。

【二本松土木事務所】

それはなかったです。

【伊藤（宏）委員長】

何が問題なのかというと、総合評価方式の評価点を見ると、同じような工事だから、ほぼ同じ点数がついてる訳です。

そして、今おっしゃったような積算のやり方をすると、やはり総合評価の点数が1番高いところが、非常に有利になってしまいますよね。その結果として、同一の入札日について、同じ業者が落札してしまったということですよ。

もしも指名競争入札だったら、別の業者になった可能性もありますし、日にちを変えて指名競争入札をすれば、当然こっち側で取った人は多分次では取らないということになりそうですけれども、それなのになぜ指名競争入札を使わなかったのか。指名競争入札はいいか悪いかは別として、地域の守り手を育成するっていうのは、なるべく地元の多くの業者に仕事をとってもらって頑張ってもらいましょうというのがそもそもの趣旨な訳でしょう。これはその趣旨には反した結果になってしまってる訳ですよ。つまり1番、総合評価の点数の高い大手が両方とも取っちゃってると。

指名競争入札にできる工事にもかかわらず、総合評価方式のやり方でやってしまった結果同じ業者になってしまった。地域の守り手という制度を、なぜ活用しなかったのかなというふうに思うんです。

【二本松土木事務所】

地域の守り手ですと、最初12者選んで、最終的に9者というような扱いになるのですが、先ほど説明したとおり、この工事自体が、ちょっと難易度が高いというところがございまして、公衆災害、労働災害等の事故が発生するおそれもあるということで、実績のある業者を選定したく、地域密着型で対応したというところでございます。

地域密着型の指名の12者の中には、堤防舗装工事をやっていない会社も含まれるところですので、そういったところを加味して、地域密着にしたという経緯がございます。

【伊藤（宏）委員長】

これは非常に特殊な工事で、同種工事の経験があるような業者でないと、なかなか対応が難しい工事であるということなんですね。はい、分かりました。

【島田委員】

先ほどの案件番号2の説明で、入札結果書の契約日の修正があり、2つの工事をほぼ同じ時期に施工したということだと思うのですが、この業者が同じ工事でやる方が、メリットがあると思うのですが。

【伊藤（宏）委員長】

まず、契約日が変更修正されましたが、あれはなぜ、ああいう紛らわしい日にちになってしまったのか、説明してください。

【入札監理課長】

契約月日に関しては、先ほど発注者からもありましたとおり、誤りでございまして、おそらく最終的な契約月日が上書きされてるのではないかと。

7月9日の誤りで、契約日と着工日が同日となります。

【伊藤（宏）委員長】

変更契約を追加的にしたときに、最後の日にちが入力された。システム上の問題なのか、本当に間違ってしまったのかは分からないのですか。

【二本松土木事務所】

おそらく、変更契約の最終の月日です。後から印刷したもので、その辺で差異が出てしまったと思われます。

【伊藤（宏）委員長】

すると、入札日が同じで、工事の日程もほぼ同じだと。

【島田委員】

逆にそのリスクというのは、点数には関係ないのですよね。この規模の仕事が、同じ期間に1社に集中することのリスクに関しての点差はないのですか。総合評価の評価点を見ても、そんなに点数が変わらない業者がほかにもある中で、確かに1位ではありますが、そういった、工事時期が重なることのリスクの点数がここに入っていれば、別の会社、ということもあったのかなと。

【伊藤（宏）委員長】

もう一つは、一抜け方式っていうやり方があるじゃないですか。同じ入札日に、最初に取りたらもう次は参加できませんよ、という。これは、その対象外なんですね。

【入札監理課長】

昨年度までだと、3,000万円以上のもので一抜け・一括審査方式を適用するという形にさせていただいておりまして、結局、一抜け・一括審査方式も、地域の守り手育成方式も、目的の趣旨としては、受注機会の確保という観点なので、金額で制度が重複しないような形で、分けさせていただいたということです。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、これがもうちょっと大きな金額の工事だったら、こういうことは起きなかったと。一抜け・一括方式の手法は取り得たということですね。

ところが、両方とも3,000万円以下なので、その対象でもない。

【入札監理課長】

多分、島田委員がおっしゃっているそのリスクの部分っていうのは、総合評価方式上、加点項目は決まっているので、新たに何かそういう項目を入れることができない制度にな

っている、ある意味、透明性や公正性を保つために、評価項目もあらかじめお示ししてやっているものですので、どうしても、同じような工事だと同じような評点になってしまいう、ということは出てくるかなと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【佐藤委員】

今の二つの工事、結果として、一つの契約にという選択はなかったのかどうかお聞きしたいんですけども。難しい工事であれば、大きいところがしっかりやるのは問題ないと思うので、そうであれば、二つに分けてわざわざ入札する必要はなくて、一つで決めてもよかったのかなという気もするんですけども、それはいかがでしょうか。

【二本松土木事務所】

地域の特性というか、ある程度いろいろな業者に均等に発注したいという経緯もありまして、別々にして発注したということではありますが、ただ結果的には同一業者になってしまったというところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

これ、川が違いますよね。

【二本松土木事務所】

はい。10数キロ離れております。それを一本で発注してしまうと、当然工期も長くなるのですが、早く工事を終えたいというところで、別々に出したという経緯がございます。

【伊藤（宏）委員長】

私も二本松市民ですが、要するに、一つの川の2か所だったら一つの工事となりますが、全く違う川で10数キロ離れてるので、ちょっと物理的にはなかなか難しいということです。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

それでは次に参ります。

案件番号4 須賀川土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【須賀川土木事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

ちなみにくじって、どういうくじでやるんですか。あみだくじとか、引くとか。

【県中地方振興局出納室長】

電子くじです。電子入札の手順に従ってのくじ、というふうになっております。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【佐藤委員】

価格競争を重視して、こういう入札にしてるという割には、結果的に価格競争になってないという結果を、今まで散々見せていただいているんですけども、何かしらもうちょっと価格競争らしくなるのがないのかなと。

これだったら、予定価格を公表してもいいような気がしないでもないんですね。

どちらかというと私は、予定価格を公表した方がいいんじゃないかな、という考えを持ってるんですけども、価格競争するという予定の割には価格競争になってない難しさを感じるので、ちょっとどうなのかなという意見を言わせていただきました。

【伊藤（宏）委員長】

それも一つの考え方だと思います。

ただ、総合評価方式にすれば、価格が同じでも、総合評価の点数が加味されるということにはなるんですけども、どこの自治体も、同じような議論をいつもしてるんです。

要するに、今はパソコンソフトが充実して、かなりの情報が提供されてるわけです。それに入れると、ほぼ同じ金額が出る。特に先ほどの道路舗装とかは、面積とかが分かれば、もうほぼ同じ数字になってしまうというのが現状なんです。だからといって、ブラックボックスの部分がたくさん作っておけばいいかということ、それは情報公開等々の問題でそれも問題であると。

ところが、予定価格を知らせると、また別の問題があって、例えば、積算能力がない業者も、そのままの価格を書けば、くじに参加できてしまう。だから、くじに強い方が勝つというようなことになってしまうということで、なかなか難しいので、単なる価格競争ではなくて、何らかの形で発注者側が工夫をして、予定価格を単にパソコンソフトに入れればいい、ということではないものにする、というやり方をいろんな自治体がやっているんです。

具体的にはよく分からないけども、乱数評価なんかを使ってやると、予定価格が、誰にも推測できないようになる。それも言ってみればくじみたいなものですけどね。

だから、いろいろな工夫がありつつも、福島県はそういうことをしないで、ばっちりその金額でやっているので、こういうことも起こりうるということです。

この話は全部終わってからまたしたいので、もしもよければ、案件番号5を先にやらせてください。

案件番号5 いわき建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【いわき建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤洋子委員】

小動物ということでクマ被害の柵ではなかったということなのですが、クマ被害等を頻繁にニュース等と言われておりますけれども、今後、そういった工事が増えることが見込まれるかどうかということが一つと、あと、失格者なんです、やはり150万円もの差があったということで、先ほどの案件4と同じように、何か理由が考えられるかどうかということをお伺いしたいと思います。

【いわき建設事務所】

まず、クマ対策を今後行うのかにつきましては、いわき市でも昨今クマの出没が報じられておりますが、小名浜道路への進入防止柵では延長が非常に長くなりますし、道路施策全体の話にもなりますので、クマ対策は現時点では想定してないという回答になろうかと思えます。

二つ目に御質問のございました失格となったものが相当価格が離れているという点につきましては、やはり相当価格が違いますので、これがもう少し近い金額ですとどのように違うのかを確認する場合もございますが、これだけ離れていますと原因を突き止めるということは行っておりません。

【伊藤（宏）委員長】

クマの話はいわきだけの問題ではなく、県全体の問題なので、土木部に聞いた方がいいですか。お答えできるような話ではないかもしれないけれど。

【土木部次長（企画技術担当）】

今ほど、事務所の方から説明がありましたが、小名浜道路は自動車専用道路で、言ってみれば高速道路です。県内、他県もそうですが、高速道路は制限速度が大分高いため、小動物であっても、事故の発生でもってその被害が拡大するということが想定されますので、大体、高速道路には、こういった柵を設けることになっています。

一方、クマ被害に対してということになりますと、今の高速道路の柵である程度防止ができるというふうに考えておりますが、一般道路では、県管理の道路でも5,000キロを超える延長を持っておりますので、両側につければ倍になりますし、街中にも柵を設けることになりますので、現実的にそういった対応は難しいかなと考えているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【佐藤委員】

入札の件ではなく、小動物とか、動物関係ですけれども、元々人が住んでないところに道路を通す場合には、当然、獣道を横断するケースもあるという話は聞きます。

沖縄とか奄美の方とかだと、必ず道路の下に小動物なり動物の通路を造ると、それである程度交通被害を減らすような努力を、人間の方がするという話を聞いています。

ですから、福島県の県道でそういう配慮があるかどうか。元々動物の領域に入っていく道路であれば、そういう配慮が今後は必要になってくるのかなというふうに思います。ク

マが出たんじゃなくて、クマがいるところに行くわけですから、当然出て当たり前だと。小動物もそうですね。何もなかった山の中に道路が通って、今まで通ったところを通ると引かれちゃう。でもそれはこちらの都合で造ってるんだから、道路の下に通れるのを何箇所か造っていくってというような考え方も、今後必要になるんじゃないかと思います。

【土木部次長（企画技術担当）】

委員のお話のとおりでございまして、福島県内でも、そのような考えで道路について取り組んでいる事例がございます。

例えば、同じいわき市ですと、国道289号の荷路夫という、いわきから白河方面に向かうところに荷路夫バイパスがあるのですが、そこでは委員がおっしゃるとおり、獣やヤモリといった両生類も通れるような通路を造っております。

また別のところで言いますと、来年には供用するというニュースもございますが、国道289号の只見の八十里越バイパスにおいてもそういった取組をしております。

大規模な道路になりますと、環境調査をいたします。その中で、鳥もそうですし、獣についても調査をした上で、被害が想定されるものであれば、道路管理者としてもできる対策はやっていこうということで、予算も潤沢にあるわけではないですけども、できる範囲で取り組んでいるというのが現状です。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

ちょっといろいろお聞きしたいことがあるんですけど、まず、今回の5つの案件は、全部、地域の守り手をやろうと思えばできた案件というふうに理解してよろしいですか。

【入札監理課主幹】

対象の案件になります。

【伊藤（宏）委員長】

にもかかわらず、今回の5件のうち2つが総合評価で、3つが価格競争だったということですね。地域の守り手の対象になりうる工事が、全部で何件ぐらいで、そのうち何件が、あるいはパーセンテージでもいいんですけども、地域の守り手が採用されたかっているのは、どこかの表を見れば分かるのでしょうか。

何が言いたいかというと、選択肢があるわけですよ、発注者側に。価格競争でやるか、総合評価でやるのか、あるいは地域の守り手の指名競争入札でやるのかという。なぜ地域の守り手の指名競争入札でやらないのかという理由は、発注者の方々から今まで説明がございましたけれども、県の方で、こういう場合は価格競争、こういう場合は総合評価、こういう場合は地域の守り手の指名競争、というような基準を設けているんですか。

それとも発注者側の裁量というのか、判断に任せてるのかどちらですか。

【入札監理課主幹】

前回の第102回監視委員会で報告した内容となりますが、昨年4月から11月までの実績では、地域の守り手育成型方式の対象となる予定価格3千万円未満工事が312件のうち、地域の守り手育成型方式は100件、全体の約3割となっております。残りは、条件付一般競争入札の価格競争又は、総合評価方式の地域密着型で発注されています。

県としては、品質確保の観点から総合評価方式を基本としつつ、工事の内容や地域性、受注環境などを踏まえ、各発注機関が適切な方式を選択できる運用としているところです。

【伊藤（宏）委員長】

つまり、発注者側が自分たちの判断で、3つの方式の中から選べるとすれば選んでいる、ということですね。県全体として、こういう場合はこれですよ、というような条件や基準を作っているわけではない。とすると、いけないかいいかは別として、事務は簡単な方がいいですよ。効率的な方が。指名競争入札は、言ってみればちょっと面倒くさいですよ、指名業者を決めたりするので。一番簡単なのは、多分価格競争ですよ。

総合評価方式は若干面倒くさい。簡単なシンプルな方がいい、そしてなおかつ競争性が保たれた方がいいっていう一般論から言えば、価格競争が1番、発注者側としては、楽っていうとちょっと語弊があるかもしれないけど、選びやすいですよ。

ところが技術的な問題等々を考えると、総合評価方式の方がいいよねっていうことだと、地域の守り手が1番最後になっちゃうんですよ。

最後のいわき建設事務所の方がおっしゃったんですけども、なぜ、地域の守り手じゃなかったのかというと、競争性の確保と受注機会の確保っていうこと、2つおっしゃったんです。競争性の確保は、そもそも指名競争入札は、一般競争入札、あるいは価格競争でも総合評価でもいいんですけども、と比べれば低いに決まってるんです。でも、そういう制度を導入してるんですよ。だったら、こんな制度導入しない方がよい。そうではなくて、ちゃんと地域の守り手を育成しましょうと、いろいろ災害が多いからっていうことでやってるんだから、その趣旨をちゃんと汲んで、簡単だからとか、そういうことだけで、安易に価格競争とか総合評価方式に走らないで、難しいんだけど、ちゃんとこの趣旨を汲んでやっていただきたいなと思います。

それで、受注機会の確保という2番目の理由がね。これはまさに、地域の守り手がやろうとしたことでしょう。たまたま受注機会は確保されましたって、結果論じゃない。あまり受注しなかったところが受注しましたよ、というだけにすぎないです。逆に、二本松の方だと、受注機会の確保はされてないわけですよ。一番、総合評価の点数が高いところが、両方とも選ばれてると。

だから、発注者が悪いとは言っていないですよ。県がもうちょっと明確に、これ今試行ということになってるんですけども、発注者に丸投げなんですよ、指名競争入札にするかしないかというのは。それぞれ、事情によって判断してねっていうやり方でしょう。そうではなくて、こういう場合はこれだよね、という基準に照らして、この場合はこれでやりましょう。あるいは、選びましたっていうふうにしないと、多分、同じ工事を別の発注者がやると、違う入札方法を選ぶなんてことは当然あり得ますよね。発注者の判断に任せれば。そうではなくて、それなりのルールは、あるべきではないですか、というのを聞きたいんですが。

【入札監理課長】

件数が毎年高止まりしているというか、下げ止まりしているというのはあれですけども、それぞれ、紋切でなかなか決め切れないという部分もあって、今に至ってるのかなと思います。

結局、同じような内容であっても場所がどうだとか、入札監理課として現場廻りをしてるとそういう話も聞いたりします。どこまでルール化できるのかっていうところは、宿

題として頂いたのかなと思います。今、試行という形でやらせていただいているので、課題があれば、いろいろ見直しをしながら確立していく部分もあろうかと思いますが、御意見として承りましたということで、御理解いただければと思います。

【伊藤（宏）委員長】

もう一つ付け加えて言うと、地域の守り手って言った場合に、地域によってかなり事情が違えると思うんですね。かなり辺りなところだと、本当にその地域の建築業者を守らないとやっていけない。ところが、福島とか郡山とかっていう大きいところは、そんなことあまりしなくても、業者がたくさん生存できているということなので。本当は、地域の守り手ということを、忠実に達成しようとするれば、地域ごとに、あるいは地域の事情によって、その適用の仕方が違っていいのかな、という気はします。そうすると、県としては、一律の方が簡単だからっていうふうに言われるかもしれないけれども。

最後に、せっかく作ったんだから、その趣旨が反映されるような仕組みにしておかないと。結局作ったけども、面倒くさいからやめましょうっていうような判断が成り立ってしまうとすれば、意味がない。

ただ、個人的には指名競争入札はそんなに賛成ではないんですけどね。

でも、せっかく作ったんだから。そして、その地域での守り手を大切にしましょう、育成しましょうっていう考え方は、これから非常に大事。まあ県よりも、むしろもっと小さな自治体の方がもっと大事なんですけども、非常に大事なので。そういう趣旨の制度を作ったんだから、そういう趣旨で運用していただきたいということです。

すみません。勝手なことばかり言いまして。

ほかいかがでしょうか。

【伊藤洋子委員】

委員長のお話、もったもだと思います。

それで、たまたま今回の抽出案件が、落札率が全部92%なんですね。ですから、ほとんどの業者が同じ価格で入札していることを考えれば、もう全然、価格競争になっていないのではないかなと、思われる節がありますので、やはり、地域の守り手方式でやっていけば、また違った数字が出てくるのではないかなというような気もいたしますが、いかがでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

さっき私、総合評価方式は一つの手としてありますよ、と言いましたが、逆に、みんな価格が同じだと、評価点が高い会社が取ってしまう。そうすると、受注機会を確保させるということとは反して、強い大きなところがたくさん取るということになってしまうんですね。だから、その辺のバランスをどういうふうに考えるかってことだと思うんですけども。

伊藤委員の質問に対して、答えがあればお願いします。

【入札監理課主幹】

最低制限価格は、国の基準を参考に87～92%の範囲で設定しており、算定式も含め公表しています。このため、適切に積算を行っている事業者であれば、おおむね算出できるようになっていると認識しています。

入札方式についてですが、委員の皆さまの御手元に補足資料に一覧表を掲載しています。地域の守り手育成型方式は、地域の安全安心を担う地域の守り手となる地元企業の育成を図ることを目的とするもので、対象は、総合評価方式の地域密着型に該当する工事のうち、発注者が認める工事としています。ただし、高度な技術力を要するなど指名競争入札に適さない工事は対象外としています。

制度の運用については、地域によって受注環境や建設企業の状況が違いますので、試行の中で条件を変えながら運用しており、そのため、地域によって活用状況に差が見られております。

今後は、各発注機関と状況を共有しながら、制度そのものを見直すか、運用改善で対応できるかを含め、検討してまいりたいと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

制度で縛るのではなくて、結局、選択肢があると、それぞれ発注者も逆に困るでしょう。どれを選べばいいんですかという。その選ぶときに、もちろんいろんな事情を考慮して、発注者側が判断するにしても、発注者が判断するところの基準みたいなことが、何もないでどうぞフリーハンドでやってくださいではなくて、やっぱり県全体として、何らかの考え方とか基準とかっていうものを明確にしないと、試行でもなかなか、せっかく作ってもやってもらえない、ということになってしまうのかなと。

なるほど、これは地域の守り手だったり競争入札は無理だよ、というのが、みんなが納得するようなものだったら、それはそれでいいわけです。そうでもないのに、面倒くさいからとかいう理由でやってるとすれば、せっかく作った制度が、いかされないということになってしまう。うがった言い方をすると、本当は県もやりたくなかったんじゃないのこんな制度と、突っ込まれますよ。

だから、この制度ができた経緯が、そう言われてもしようがないような部分も無きにしも非ずなんですけども、せっかく作ったんですから、ちゃんとその趣旨をいかしてやっていきましょう。そう思いませんか皆さん。

ほか、抽出案件に関して御質問等ありましたらお願いします

【島田委員】

入札価格を作るに当たって、公告の際に示す、元々のひな型、例えば当たり前の図面があって、それぞれの工種や単価も決まっていて、そこに入力すると、同じ金額が出てくるということで、当たり前の金額を入れてくるのは分かるのですが、その中に、例えば同じ県内でも、地域によって違うものもあるのでしょうか。それと、それがあつたとしても、その会社の持つ特色によって、そこに入る単価が違う、というようなアイディアは無いのでしょうか。あと、距離によっても、若干経費が違ってくるはずですけども。その辺り、見積りの出し方の考え方をお聞きしたい。みんな一緒なのではないでしょうか。

【入札監理課長】

今のお話は、業者側のものですか。予定価格とか、最低制限価格の話ですか。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、県側が予定価格を作るときの考え方、積算の方法なのか、業者側が入札するときの価格を決めるときの話なのか、どっちの話ということですか。

例えば、工事現場から、遠い所の業者と近いところの業者では、実質、交通に関わる経費が違いますよね。そういうものは、県側が予定価格を決めるときには別に考慮されないわけですよね。みんな同じじゃないといけないわけだから。一つの予定価格しか作れないわけだから。

ところが、業者側がちゃんと見積りすれば、例えば、30キロ離れてるところの業者と5キロしか離れてないところの業者では、実際に掛かる経費は違ってきますよね。彼らは、それを基準にして見積もって、それで、入札しようっていうふうにはならないんですかっていう質問のような気がするんですが。

【技術管理課長】

まず、発注者の積算においては、基準が決まっています。基本は日本全国どこも大体同じような形になっております。そのため、当初の考え方は、工事現場と発注する基地を統一していますので、そこは、皆同じ条件で積算することになっております。

【伊藤（宏）委員長】

発注する基地というのはどんなところですか。

【技術管理課長】

例えば県北ですと、県北建設事務所となりまして、業者による違いは諸経費の中に含まれている形となるので、そこは業者の方でいろいろ考えて見積りをするということになっています。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、業者が積算するときは、建設事務所からの距離で計算していると。自分の会社からの距離ではないということなんですね。

【土木部次長（企画技術担当）】

結局のところ、業者側のお考えなので、県側は、あるものを造るとき、例えば1,000万円掛かりますという積算をし、それに対して、予定価格はその92から97%ということなので、920万円以上でないと失格ということになります。

それが例えば、ある業者が、うちは900万円で作れるんだ、と札を入れたとしても失格になってしまう。なぜ、失格基準を設けているかということ、それより下になると、そんなに安く上がるのか、という疑念があるため審査をさせていただいています。

おっしゃるとおり、もっと下げれば下げるほど、県としては安く上がるのですが、我々の前提には品質をきっちり確保しなければいけないっていうところ、それから、業者側も元請の下には下請がいて、場合によっては下請叩きをしているかもしれないという疑念もありますので、そういったところで予定価格、失格基準を設け、その中で予定価格に近い札が入っているというふうに、発注者側としては認識をしております。

【島田委員】

最低価格を下回った者が入らないことが不満ではなくて、最低価格であればいいという印象があるのですが。一度示したとして、皆それで出してくるのは分かっているし、だったら、何個かの基準が、国などの一般的な考えでやっていると思うのですが、判断するに

当たって、もう少し細かい方が、業者には間違いのないのかなと。入札価格が重複するのは、ありえない状況だと思うので。ほぼ一緒なので。

【伊藤（宏）委員長】

現実的ではないかもしれませんが、今、予定価格は1本。近い業者がやっても遠い業者がやっても、同じ予定価格なんです。でも本当は、それはおかしい。近い業者だったらもうちょっと安くできるはず。遠い業者だったら、もっと高いかもしれない。そういう事情を考慮した、フレキシブルというのか、そういうような予定価格がもしも組めれば。それによってどういうふうに順番を決めるかってのは別の問題としてあるけれども。というようなことをすればいいのかなという、島田委員の話なのかなという気がします。

【土木部次長（企画技術担当）】

いろいろと積算上の前提条件はありますが、今、距離という話がありましたが、諸々の値段は、地域の標準的な単価を基に県で積算していきまして、その単価というのは、工事現場でいうと現場着価格で、運搬はそれに含まれ、管内であればどこで調達しても、どの会社が調達しても一緒ということになります。そういう積算上の前提条件がある中で競争していただいております。

【伊藤（宏）委員長】

多分、先ほどから出ている意見は、結局、今の状況を踏まえると、価格競争という制度自体が、ちょっと無理がある、という時代になっているのかなという気がするんですけども。多分そういうことですよね。

つまり、みんな同じような価格しか出ないというような状況では、もう価格競争をやってもしょうがない、というような時代に今あるのにもかかわらず、価格競争を維持しなきゃいけないということ自体が、なかなか難しい時代なのかなと。

だから、予定価格を公表した方がいいという意見も出てくるわけですよ。それは一つの理屈ではありうると思うんですけどね。

【入札監理課長】

そもそもの前提として、法律に基づいて制度ができているというのがあるので、なかなか県単位で何かできるかっていうところは、正直難しいのかなというふうには思います。なので、一般競争入札の価格競争では限界があるんじゃないかということに関しては、本県においては総合評価方式を、ほぼほぼ基本としてやっているの、他の自治体と比べるとかなり高い割合でやっているという実態があります。

社会情勢等を踏まえて、当然、国や他自治体等の動向なども踏まえながら、適時適切に、必要な見直しというものは、引き続き皆さんの意見を踏まえながら検討していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

【伊藤（宏）委員長】

結局、入札制度はこれがベスト、というのがあるわけではないんですよ。要するに、メリットデメリットがいろいろあるので、そういうところを、今の状況に合わせて、どういうふうに踏まえて、ベストではなくて、より良い入札制度をどうやって作っていくのかってことを、不断に、勉強して努力して作っていかなくちゃいけない、ということなのかなというふうには思います。

これはほかの自治体でも同じようなことが議論されていて、入札制度っていうものはそういうものだということを前提にして、より良いものを作っていきましょうということだと思います。

それでは次に、審議事項イ「建設関係団体等の意見聴取について」です。
事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹】
(「資料5」より説明)

【伊藤（宏）委員長】
はい、ありがとうございます。
ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

例年、聞いていることが多過ぎて、向こうでしゃべってる時間で終わってしまうというのがあるので。その中には、事務局に対する要望的なことであるとか、監視委員会とあまり関係のない技術的なことであるとかが含まれているので、その辺も含めてちょっと整理をして、やっていただければありがたいなと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、「各委員の意見交換」に移ります。
どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

次に、「その他」に移ります。
委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】
今回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】
ただいま、事務局から審議依頼のあった件について、何か御意見があればお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】
事務局案を申し上げます。

抽出テーマは、「令和7年度に総合評価方式において発注種別が一般土木工事で発注した工事のうち、1億円以上かつ入札参加者が1者であった案件」、抽出委員は、昨年度から引き続きとして五十音順で「小堀委員、佐藤委員」とすることでいかがでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】
事務局から今、提案がございましたけども、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次回の抽出テーマは、「令和7年度に総合評価方式において発注種別が一般土木工事で発注した工事のうち、1億円以上かつ入札参加者が1者であった案件」とします。

また、抽出チームは小堀委員と佐藤委員を指名しますので、よろしくお願いします。
それでは、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から連絡がございます。

次回の委員会は9月に開催を予定しております。本日中に日程調整表を事務局からメールにより送らせていただきます。

大変御手数ですが、今月6月26日金曜日までに事務局の方へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第103回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。